**302 介護老人保健施設「自己点検一覧表」（基準）**

|  |  |
| --- | --- |
| 点 検 年 月 日 |  |
| 事 業 所 名 |  |
| 法 人 名 |  |
| 点 検 者 職 氏 名 |  |
| 備 考 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 第１ 基本方針 | (1)　介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指したものとなっているか。 | 適・否 | 法第96条第1項条例第2条第1項（平11厚令40第1条第1項） | ・定款・寄付行為、運営規程・パンフレット等 |
| (2) 　介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めているか。 | 適・否 | 条例第2条第2項（平11厚令40第1条第2項） |
| (3) 　介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。・　事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。* 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。

特に、①利用料、②勤務体制、③入所者の処遇、④身体拘束に関するものはどのようになっているか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第2条第3項（平11厚令40第1条第3項） |
|  | (4)　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | ・条例第2条第4項(平11厚令39第1条の2第4項) |
|  | (5)介護老人保健施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 | 適・否 | 条例第2条第5項〈平11厚令40第１条の２第５項〉 |
| 第２ 人員に関する基準１　医師 | 介護保険法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとなっているか。常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。常勤換算方法：（総従業者の１週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。））勤務延時間数：勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数・入所者の数は前年度の平均値とする。①　 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数点第2位以下は切り上げ）とする。※ 入院中、外泊の者を除く②　新設（再開を含む）又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90％を入所者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の６月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合の入所者数は直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。③　減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。新規に許可を受けた場合は、適正な推定数による。 | 適・否 | 法第97条第2項平11厚令40第2条第1項条例第3条第1項平11厚令40第2条第1項第１号条例第3条第1項条例第3条第2項条例第3条第3項 | ・運営規程・勤務表・入所者数がわかる書類・出勤簿 |
|  | (1) 基本型介護老人保健施設は、常勤の医師を１人以上配置しているか。* 病院又は診療所と併設されていない介護老人保健施設は、常勤の医師を１人以上配置しているか。

常勤：当該施設における勤務時間が施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が整っている場合、例外的に30時間として取り扱うことが可能である。なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 | 適・否 | 平12老企44第2の1の(1) | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 |
|  | (2) 　サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設(以下「サテライト型小規模介護老人保健施設等」という。）並びに分館型介護老人保健施設における医師の配置については、次のイ及びロのとおりとする。イ　サテライト型小規模介護老人保健施設等当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。ロ　分館型介護老人保健施設当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施設に配置されている医師が配置される時に限り、非常勤職員をもって充てて差し支えなく、この場合、例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。・　分館型施設にあっては、基本型施設に配置されている医師が配置されている時に限り、非常勤医師をもって充てて差し支えないが、常勤換算方法で得た数以上の医師を配置しているか。分館型施設：独立した一の開設許可対象となること。また、開設許可は当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施設に複数の医師が配置される病院又は診療所に併設されている場合に行われる。なお、配置される医師は二以上の分館型施設に配置されてはならない。 | 適・否適・否 |  |  |
|  | (3) 　病院又は診療所に併設されている介護老人保健施設(医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）にあっては、複数の医師が勤務する形態であってもそれらの勤務延時間が基準に適合すれば差し支えないが、このうち１人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理責任を持つ医師となっているか。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。・　併設されている施設にあっては、必ずしも常勤医師の配置は必要なく、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間が基準に適合すれば差し支えないが、このうち１人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理責任を持つ医師であるか。 | 適・否適・否 | 平12老企44第2の1の(2) |  |
| ２ 薬剤師 | 介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。（薬剤師の員数は、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。）・薬剤師を置いていない場合、不都合な状態になっていないか。（医薬品の管理については、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられる。）（300人以上の施設では１人以上配置（標準）する。） | 適・否適・否 | 条例第3条第１項第1号（平11厚令40第2条第1項第２号）平12老企44第2の2 | ・職員勤務表・入所者の実情を確認できる書類・併任辞令、委託契約書等の書類・出勤簿 |
| ３ 看護職員又は介護職員 | 1. 常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置しているか。

【介護職員及び看護職員配置状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 基準配置必要数 | 常勤換算後 |
| 介護職員 |  |  |
| 看護職員 |  |  |
| 合計 |  |  |

A 施設の介護職員等の28日（4週）の総勤務時間数・・・（ 　　時間）B 常勤職員の１週間×4（週）の勤務時間・・・・・・・（ 　　時間）C A/B（小数点2以下切り捨て）・・・・・・・・・・・・( 　　　　人）※ 　介護護職員及び看護職員は、入所者及び利用者の数が３又は端数を増すごとに１名以上勤務。入所者（５０名）＋利用者（１０名）の場合は、（入所者６０名）→２０名（常勤換算）の介護及び看護職員の配置が必要。 | 適・否 | 平11厚令40第2条第1項第３号 | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・出勤簿 |
| 1. 看護職員の員数は看護・介護職員の総数の2/7程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の5/7程度となっているか。

※ 看護職員とは、看護師、准看護師をいう。 | 適・否 |  |
| 1. 看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられているか。

ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置すること等により業務の円滑化が図られる場合は、次の２つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。ア　常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。イ　常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。専ら従事する：原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合、サービス提供時間帯とは、当該従事者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問わない。 | 適・否 | 平12老企44第2の3 |
| ４ 支援相談員 | (1) 　入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 | 適・否 | 条例第3条第１項第2号（平11厚令40第2条第1項第４号） | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・入所者数がわかる書類・出勤簿・職員履歴書等資格、経験がわかる書類 |
| (2)　 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てているか。ア　入所者及び家族の処遇上の相談書類イ　レクリエーション等の計画、指導ウ　市町村との連携エ　ボランティアの指導サテライト型小規模介護老人保健施設等並びに分館型介護老人保健施設における支援相談員の配置については、次のイ及びロのとおりとする。イ　サテライト型小規模介護老人保健施設等当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。ロ　分館型介護老人保健施設当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えなく、この場合、例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。 | 適・否 | 平12老企44第2の4の(1) |
| ５ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 | 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 | 適・否 | 条例第3条第１項第3号（平11厚令40第2条第1項第５号） | ・職員勤務表・入所者数がわかる書類・出勤簿 |
| ６ 栄養士・管理栄養士 | 入所定員100以上の施設にあっては、常勤の者を１以上配置しているか。ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。） 入所定員が100人未満の施設においても１人以上の常勤職員の配置に努めるべきである。サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配置されている栄養士又は管理栄養士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 | 適・否 | 条例第3条第１項第4号（平11厚令40第2条第1項第６号）平12老企44第2の6 | ・職員勤務表・出勤簿 |
| ７ 介護支援専門員 | 1. １以上配置しているか。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。　　　＜参考＞　介護支援専門員証の有効期間は5年間で、有効期間の満了日までに更新交付申請をしないと、証が無効になります。 | 適・否 | 条例第3条第１項第5号（平11厚令40第2条第1項第７号） | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・出勤簿 |
| 1. 専らその職務に従事する常勤の者を１名以上配置しているか。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。 | 適・否 | 平1 2老企4 4第2の7の（1）平1 2老企4 4第2の7の（2） | ・職員勤務表・出勤簿 |
| (3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。（ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。） | 適・否 | 平1 2老企4 4第2の7の（2） |
| (4) 介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。サテライト型小規模介護老人保健施設一体として運営される本体施設に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 | 適・否 | 条例第3条第5項（平11厚令40第3条第5項） |
| ８ 調理員、事務員その他の従業者 | 介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。ただし、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービスを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えない。　・当該施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置しているか。　・兼務職員がいる場合、当該施設と併設施設双方の勤務時間が明確にされているか。　・職務及び勤務時間等を明記した辞令等が交付されているか。また、発令後の人事記録が整備されているか。　・非常勤職員の採用に際し、雇用契約書等による勤務条件の明示がされているか。　・調理員、事務員等を配置していない場合は、適切なサービスを確保できているか。　・委託又は併設事業所で調理を行う場合は適切に管理しているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第3条第１項第6号（平11厚令40第2条第1項第８号）12老企44第2の8の(2) | ・職員勤務表・業務委託契約書・人事異動関係の記録・出勤簿 |
| ９ 入所者数の算定 | 従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数としているか | 適・否 | 条例第3条第2項（平11厚令40第2条第2項） | ・入所者数がわかる書類 |
| 第３ 施設及び設備に関する基準１　施設 | (1) 　介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。1. 療養室
2. 診察室

③ 　機能訓練室④　 談話室⑤ 　食堂⑥ 　浴室⑦　 レクリエーション・ルーム⑧ 　洗面所⑨　 便所⑩ 　サービス・ステーション⑪ 　調理室⑫ 　洗濯室又は洗濯場⑬　 汚物処理室 | 適・否 | 法第97条第1項平11厚令40第3条第1項１～3号条例第4条第１項１～10号 | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (2) 　機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、１つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さない（器械、器具等は使用するときに使用できる状態にあればよい。）よう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上となっているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1)の① |
| ２　施設の基準(1) 療養室 | (1) 一の療養室の定員は、４人以下となっているか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号イ | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要となる床面積及び収納設備の設置に要する床面積・設備の図面は、基準面積に含めて差し支えない。みなし介護老人保健施設（法施行の際、現に存する老人保健施設）については、6㎡以上であるのか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ロ平12老企44第3の2の(1) ②のイ |
| (3) 地階に設けていないか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ハ |
| (4) １以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ニ |
| (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ホ |
| (6) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ヘ |
| (7) ナース・コールを設けること。 | 適・否 | 平11厚令40第3条第2項第1号ト |
| (2) 診察室 | 医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のロ |
| (3) 機能訓練室 | １㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。・器械、器具は運動機能やADL（日常生活動作能力）の改善に適したものか。 | 適・否適・否 | 平11厚令40第3条第2項第2号 |
| (4) 談話室 | 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。・余裕を持った広さとなっているか。・ソファーやテレビ等の教養娯楽設備が備えられているか | 適・否適・否適・否 | 条例第4条第2項第1号（平11厚令40第3条第2項第3号） | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請変更届　写・設備の図面 |
| (5) 食堂 | ２㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。（経過措置）みなし介護老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものについては、「2平方メートル」を「1平方メートル」とする。 | 適・否 | 条例第4条第１項第2号（平11厚令40第3条第2項第4号） |
| (6) 浴室 | (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第3号ｱ（平11厚令40第3条第2項第5号イ） |
| (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか | 適・否 | 条例第4条第2項第3号ｲ（平11厚令40第3条第2項第5号ロ） |
| (3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のホ |
| (7) レクリエーション・ルーム | 　レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第4号（平11厚令40第3条第2項第6号） |
| (8) 洗面所 | 療養室のある階ごとに設けられているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第5号（平11厚令40第3条第2項第７号） |
| (9) 便所 | (1) 療養室のある階ごとに設けられているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第6号ア（平11厚令40第3条第2項第8号イ） |  |
| (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第6号イ（平11厚令40第3条第2項第8号ロ） |
| (3) 常夜灯を設けているか。 | 適・否 | 条例第4条第2項第6号ウ（平11厚令40第3条第2項第8号ハ） |
| (10) サービス・ステーション | 看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のヘ |
| (11)調理室 | 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のト |
| (12)汚物処理室 | 汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有しているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のチ | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (13) その他 | (1) 焼却炉浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) の②のリのａ |
| (2) 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保するよう配慮しているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) リのｂ |
| (3) 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所で行われているか。 | 適・否 | 平12老企44第3の2の(1) リのｃ |
| (14) 施設の専用 | 第３の１に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。共用が認められない施設：① 療養所② 診療室 | 適・否 | 条例第4条第3項（平11厚令40第3条第3項） |
| ３ 構造設備の基準 | (1)　 建物のうち、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる療養室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使用する施設を有するものについては、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。（ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができる。）・(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 | 適・否 | 条例第5条第1項（平11厚令40第4条第1項第1号）平12老企44第3の3条例第5条第2項（平11厚令40第4条第2項） | ・建築確認書等耐火建築物か分かる書類・設備の図面・設備の図面・設備・備品台帳・設備の図面・消防署の立ち入り検査に関する記録 |
| (2)　 療養室等が２階以上の階にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けているか。（経過措置）みなし介護老人保健施設であって老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準附則第3条の規定の適用を受けたこの省令の施行の際、老人保健施設として開設していたものの構造設備については、上記(2)の規定は適用しない | 適・否 | 条例第5条第1項第2号（平11厚令40第4条第1項第2号）平11厚令40附則第6条 |
| (3) 療養室等が３階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を２以上設けているか。（ただし、直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。） | 適・否 | 条例第5条第1項第3号（平11厚令40第4条第1項第3号） |
| (4) 階段には、原則として両側に手すりを設けているか。 | 適・否 | 条例第5条第1項第4号（平11厚令40第4条第1項第4号） |
| (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。① 幅は(内法によるものとし、手すりを含み）1.8メートル以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。（※独自基準　①の規定に関わらず、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従来者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。）中廊下：廊下の両側に療養室又はエレベーター室がある廊下をいう。　（経過措置あり）病床転換による介護老人保健施設廊下の幅1.2ｍ以上平11 中廊下の幅1.6ｍ以上 | 適・否 | 条例第5条第1項第5号ア(ア)(イ)（平11厚令40第4条第1項第5号イ)厚令40附則第12条 |
|  | ② 手すりを設けているか。③ 常夜灯を設けること |  | 条例第5条第1項第5号イ条例第5条第1項第5号ウ（平11厚令40第4条第1項第5号ロ）（平11厚令40第4条第1項第5号ハ） |  |
| (6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えているか。・入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うため、車いす、ギャッヂベッド、ストレッチャー等を備えているか。・家庭的な雰囲気を確保するため、木製風ベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮するとともに教養・娯楽のための本棚、音響設備、理美容設備の配置に努めているか。・車いす等の移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めているか。（特に避難口、居室からのベランダへの出入り口等に注意）・介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示は明確にすること、壁や廊下の色を変えること等により施設の区分を明確にしているか。（ただし、それぞれに専用出入り口が設けられているときは、それぞれに通じる玄関ホール等は共有できる。） | 適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第5条第1項第6号（平11厚令40第4条第1項第6号） |
| (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。・消防法第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震等災害に際し、必要な設備を備えているか。（避難口、防火戸等の設置及び地震対策として備品等の転落・落下防止措置など）・消防署の立ち入り検査の結果、指導助言があった場合に改善を行っているか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第5条第1項第7号（平11厚令40第4条第1項第7号） |
| 第４ 運営に関する基準１ 内容及び手続の説明および同意 | (1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての説明及び同意入所申込者の同意を得ているか。 | 適・否 | 条例第6条第1項（平11厚令40第5条） | ・運営規程・説明文書・入所申込書 |
| (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。重要事項最低必要項目：① 運営規程の概要② 従業者の勤務体制③ 事故発生時の対応④ 苦情処理の体制⑤ その他 | 適・否 | 平12老企44第4の1 |  |
| ２ 提供拒否の禁止 | 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。提供を拒むことのできる正当な理由とは① 入院治療の必要がある場合・申込者に関する記② 入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合 | 適・否 | 条例第7条（平11厚令40第5条の2）平12老企44第4の2 | ・入所申込書・入所申込受付簿・要介護度分布わかる資料・申込者に関する記録 |
| ３ サービス提供困難時の対応 | 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。 | 適・否 | 条例第8条（平11厚令40第5条の3） | ・申込者に関する記録・紹介に係る記録 |
| ４ 受給資格等の確認 | (1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 適・否 | 条例第9条第1項（平11厚令40第6条第1項） | ・申込者に関する書類・被保険者証（写） |
| (2) 介護老人保健施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めているか。 | 適・否 | 条例第9条第2項（平11厚令40第6条第2項） |
| ５ 要介護認定の申請に係る援助 | (1) 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護申請に係る援助認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第10条第1項（平11厚令40第7条第1項） | ・申込者に関する書類 |
| (2) 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第10条第2項（平11厚令40第7条第2項） |
| ６ 入退所 | (1 ) 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供しているか。 | 適・否 | 条例第11条第1項（平11厚令40第8条第1項） |  |
| (2) 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。なお、こうした優先的な入所の取扱については、透明性及び公平性が求められることに留意しているか | 適・否 | 条例第11条第2項（平11厚令40第8条第2項）平12老企44第4の6の(2) |
| (3) 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めているか。 | 適・否 | 条例第11条第3項（平11厚令40第8条第3項） |
| (4) 入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、その者に居宅における生活への復帰が見込まれる場合には、家庭での療養へ移行する必要性があること、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の6の(3) |
| (5) 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しているか。その検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。検討は、入所後早期に、また病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも３月ごとには行っているか。 | 適・否 | 条例第11条第4項（平11厚令40第8条第4項）条例第11条第5項（平11厚令40第8条第5項）平12老企44第4の6の(4)  |
| (6) 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第11条第6項（平11厚令40第8条第6項） |
| ７ サービスの提供の記録 | (1) 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類供の記録及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。 | 適・否 | 条例第12条第1項（平11厚令40第9条第1項） | ・入所者に関する書類 |
| (2) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | 適・否 | 条例第12条第2項（平11厚令40第9条第2項） |
| ８ 利用料等の受領 | (1) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けているか | 適・否 | 条例第13条第1項（平11厚令40第11条第1項） | ・施設サービス計画書・領収証控・運営規程 |
| (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。｛法定代理受領サービスに該当しない場合｝・10割相当額の支払いを受けているか。 | 適・否適・否 | 条例第13条第2項（平11厚令40第11条第2項） |
| (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。① 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）② 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用⑤ 理美容代⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの第6号なお、⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。（特別な療養室：認知症専門棟の個室は徴収不可） ・定員が１人又は２人であること。・療養室の居室の定員の合計が当該施設の入所定員の概ね５割を超えないこと・入所者１人当たりの床面積が8㎡以上であること。（経過措置あり）・療養室の施設、設備等が費用の支払いを受けるのにふさわしいものであること。（利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、状況に応じた個人用の照明設備）・療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと・費用の額が運営規程に定められていること。（特別な食事：入所者等が選定する特別な食事）・入所者等のニーズに対応して入所者等が選定したもの。・高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、その内容がふさわしいもの。・栄養量について、入所者ごとに栄養記録を作成し、医学的・栄養学的な管理が行われていこと。・特別な食事の提供によって、それ以外の食事の質を損なわないこと。・予め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づいた提供であること。・提供する場合は、入所者等の身体状況に鑑み支障がないか医師の確認を得る必要があること。・支払いを受ける額は、特別な食事に要した費用から食事提供料の額を控除した額とする。・予め提示した金額以上の支払いを受けてはならないこと。・特別な食事の内容や料金等について、事業所の見やすい場所に掲示すること（その他の日常生活費）・入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用・入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合にかかる費用・健康管理費（インフルエンザ予防接種料等）・預り金の出納管理にかかる費用・私物の洗濯代 | 適・否 | 条例第13条第3項（平11厚令40第11条第3項）条例第13条第3項第1号（平11厚令40第11条第3項第1号）条例第13条第3項第2号（平11厚令40第11条第3項第2号）条例第13条第3項第3号（平11厚令40第11条第3項第3号）条例第13条第3項第4号（平11厚令40第11条第3項第4号）条例第13条第3項第5号（平11厚令40第11条第3項第5号）条例第13条第3項第6号（平11厚令40第11条第3項第6号）平12老企44第4の9の(3) |
|  | (4) (3)の①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）」の定めるところによるものとしているか。※ 居住費（滞在費）の負担限度額（日額）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １段階 | ２段階 | ３段階① | ３段階② | 基準費用額 |
| 多床型 | 0 | 370 | 370 | 370 | 855 |
| 従来型個室 | 320 | 420 | 820 | 820 | 1,171 |
| ユニット型準個室 | 490 | 490 | 1,310 | 1310 | 1,668 |
| ユニット型個室 | 820 | 820 | 1,310 | 1,310 | 2,006 |

※ 食費の負担限度額（日額）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １段階 | ２段階 | ３段階① | ３段階② | 基準費用額 |
|  | 300 | 390 | 650 | 1,360 | 1,445 |

 | 適・否 | 条例第13条第4項（平11厚令40第11条第4項） | ・施設サービス計画書・領収証控・運営規定・説明文書・同意に関する記録 |
|  | (5) 介護老人保健施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか | 適・否適・否 | 条例第13条第5項（平11厚令40第11条第5項） |
| (6) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第82条で定めるところにより、領収書を交付しているか。 | 適・否 | 法第48条第8項準用（第41条8項） |
| (7) 介護老人保健施設は、領収書に介護保健施設サービスについて要介護被　保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護保健福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする｡)に係るもの及び、その他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。・領収証に費用区分を明確にしているか① 基準により算定した費用の額② 標準負担額③ その他の費用（個別の費用ごとの区分） | 適・否適・否 | 施行規則第82条 |  |
| ９ 保険給付の請求のための証明書の交付 | 　介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。 | 適・否 | 条例第14条（平11厚令40第12条） | ・施設サービス計画書・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） |
| 10 介護保健施設サービスの取扱方針 | (1) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行っているか。 | 適・否 | 条例第15条第1項（厚令40第13条第1項） | ・施設サービス計画書・説明の記録・身体拘束に関する記録・診療録・施設アセスメント計画・研修会等参加報告の記録 |
| (2) 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 | 適・否 | 条例第15条第2項（平11厚令40第13条第2項） |
| (3) 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 | 適・否 | 条例第15条第3項（平11厚令40第13条第3項） |
| (4) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。（身体拘束の対象となる具体的行為）① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y宇型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する | 適・否 | 条例第15条第4項（平11厚令40第13条第4項） |
|  | (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。 | 適・否 | 平13老発155の2,3 |
|  | (6) 介護老人保健施設の管理者は、管理者及び各従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか（改善計画に盛り込む内容）① 施設内の推進体制② 介護の提供体制の見直し③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き④ 施設の設備等の改善⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組⑥ 入所者の家族への十分な説明⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 | 適・否 | 平13老発155の3,5 |  |
| (7) 介護老人保健施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。また、記録の記載は、介護老人保健施設の医師が、診療録に記載しているか。なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・観察経過記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 | 適・否 | 条例第15条第5項（平11厚令40第13条第5項）平12老企44第4の11の(1)平13老発155の6 |
| (8) 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | 条例第15条第6項（平11厚令40第13条第6項） |
| 11 施設サービス計画の作成 | (1) 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。 | 適・否 | 条例第16条第1項（平11厚令40第14条第1項） | ・施設サービス計画書・資格の登録証明書・アセスメント記　録・説明の実施記録・研修の実施（受講）記録・サービス担当者会議の記録・同意に係る記録・モニタリングの記録・入所者に関する記録 |
| (2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意しているか。  | 適・否 | 平12老企44第4の12 |
| (3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（計画担当介護支援専門員）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 | 適・否 | 条例第16条第2項（平11厚令40第14条第2項） |
| (4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 | 適・否 | 条例第16条第3項（平11厚令40第14条第3項） |
|  | (5) 計画担当介護支援専門員は、(4)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。 | 適・否 | 条例第16条第4項（平11厚令40第14条第4項）平12老企44第4の12（4） |
| (6) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 適・否 | 条例第16条第5項（平11厚令40第14条第5項） |
| (7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者を召集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 適・否 | 条例第16条第6項（平11厚令40第14条第6項） |
| (8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。なお、施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。（当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第１表及び第２表に相当するものを指すものである。また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得ることが望ましい。） | 適・否 | 条例第16条第7項（平11厚令40第14条第7項）平12老企44第4の12の(7) |
| (9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。 | 適・否 | 条例第16条第8項（平11厚令40第14条第8項） |
|  | (10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。 | 適・否 | 条例第16条第9項（平11厚令40第14条第9項） |  |
|  (11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。① 定期的に入所者に面接すること。② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 適・否 | 条例第16条第10項（平11厚令40第14条第10項） |
| (12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 | 適・否 | 条例第16条第11項（平11厚令40第14条第11項） |
| (13) (3)から(9)までの規定は、(10)に規定する施設サービス計画の変更について準用しているか。 | 適・否 | 条例第16条第12項（平11厚令40第14条第12項） |  |
| 12 診療の方針 | (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第1号（平11厚令40第15条第1号） | ・診療記録・入居者に関する記録・処遇日誌・療養棟日誌 |
| (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第2号（平11厚令40第15条第2号） |
| (3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第3号（平11厚令40第15条第3号） |
| (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っているか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第4号（平11厚令40第15条第4号） |
| (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定める（平6厚告251)もののほか行っていないか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第5号（平11厚令40第15条第5号） |
| (6) 別に厚生労働大臣が定める（平6厚告125)医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。 | 適・否 | 条例第17条第1項第6号（平11厚令40第15条第6号） |
| 13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 | (1) 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要提供が困難な場な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第18条第1項（平11厚令40第16条第1項） | ・診療録・入所者に関する記録・診療状況に関する情報提供表 |
| (2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。 | 適・否 | 条例第18条第2項（平11厚令40第16条第2項） |
| (3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。 | 適・否 | 条例第18条第3項（平11厚令40第16条第3項） |
| (4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。 | 適・否 | 条例第18条第4項（平11厚令40第16条第4項） |
| 14 機能訓練 | (1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行っているか。・医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士の指導の下に必要なリハビリテーションを計画的に行っているか。 | 適・否適・否 | 条例第19条（平11厚令40第17条） | ・訓練に関する計画・訓練に関する日誌 |
| (2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入所者１人について、少なくとも週２回程度行っているか。・入所者ごとに訓練の目標、実施計画、実施予定表を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な訓練を行っているか。 | 適・否適・否 | 平12老企44第4の15 |
| 15 栄養管理 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持、及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施しているか。1. 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種のものが共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。また、その栄養ケア計画は、施設サービス計画と整合性が図られているか。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画に記載している場合、その内容をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。
2. 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。
3. 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。

　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第19条の2〈平11厚令39第17条の２〉・平12老企43第4の17 | ・栄養ケア計画・施設サービス計画・入所者に関する記録・生活日誌 |
| 16　口腔衛生の管理 | 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年２回以上行っているか。
2. 前記の技術的助言及び指導に基づき、次の内容を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を、施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる。

　ア　助言を行った歯科医師　イ　歯科医師からの助言の要点　ウ　具体的方法　エ　当該施設における実施目標　オ　留意事項・特記事項　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） |  | 条例第19条の3〈平11厚令39第17条の３〉・平12老企43第4の18 | ・口腔ケア・マネージメント計画書・口腔衛生管理実施記録 |
| 17 看護及び医学的管理の下における介護 | (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われているか。 | 適・否 | 条例第20条第1項（平11厚令40第18条第1項） | ・施設サービス計画書・入所者に関する記録・入浴に関する記録・看護に関する記録・健康チェックを行った記録（検温記録等）・排泄に関する記録 |
| (2) 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきを行っているか。なお、その実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や入浴介助等適切な方法により行われているか。・１週間に２回以上適切な方法により実施しているか。（個人別入浴予定日、時間の設定） ・脱衣所がない等外から見える、裸で放置するなどプライバシーに配慮しているか。・入浴日が祝祭日や行事等に当たった場合、代替日を設けるなど週２回以上の入浴が確保されているか。・入所者に適応した入浴方法により実施しているか。（特別浴槽入浴、介助浴等）・入浴前に健康チェックを行っているか。・入浴が困難な場合は清拭を実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第20条第2項（平11厚令40第18条第2項）平12老企44第4の16の(1) |
| (3) 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立についてトイレ誘導や排泄介助等必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第20条第3項（平11厚令40第18条第3項） |
| (4) 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。・入所者に適したおむつを提供しているか。・おむつ交換は、入所者の排泄状況を踏まえて実施しているか。特に夜間においては十分配慮されているか。・おむつ交換時には衝立、カーテン等を活用するなど入所者の心情に十分配慮しているか。・交換時は、体位変換にも配慮しているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第20条第4項（平11厚令40第18条第4項） |
|  | (5) 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 | 適・否 | 条例第20条第5項（平11厚令40第18条第5項） |  |
| (6) 介護老人保健施設は、(1)～(5)に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。 | 適・否 | 条例第20条第6項（平11厚令40第18条第6項） |
| (7) 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。 | 適・否 | 条例第20条第7項（平11厚令40第18条第7項） |
| 18 食事の提供 | (1) 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。・栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとなっているか。・嗜好調査、残食調査等を適切に実施し、その結果に基づき計画的な食事の提供を行っているか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第21条第1項（平11厚令40第19条第1項）条例第21条第2項（平11厚令40第19条第2項）平12老企44第4の17 | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・検食簿・業者委託の場合契約書・検食に関する記録・栄養士による栄養指導の記録 |
| (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けているか。 | 適・否 |  |
| (3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいが、早くても午後５時以降としているか。 | 適・否 |  |
| (4) 食事の提供に関する業務は介護老人保健施設自ら行うことが望ましいが、食事サービスの質の評価が確保される場合であって、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、施設自らが行うなど当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になっているか。 | 適・否 |  |
|  | (5) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。 | 適・否 |  |
| (6) 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。 | 適・否 |
| (7) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。・可能な限り離床して食堂で行うように努めているか。・離床できない入所者の数が不自然ではないか。・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。 | 適・否適・否適・否適・否 |
| 19 相談及び援助 | 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いうる体制をとっているか。・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように対応しているか。 | 適・否適・否 | 条例第22条（平11厚令40第20条） |  |
| 20 その他のサービスの提供 | (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費負担は適切に区分されているか。 | 適・否適・否 | 条例第23条第1項（平11厚令40第21条第1項） | ・事業計画（報告）書等・レクレーション計画及び実施に係る記録・入居者に関する記録・面会記録 |
| (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第23条第2項（平11厚令40第21条第2項） |
| 21 入所者に関する市町村への通知 | 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。① 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 条例第24条（平11厚令40第22条） | ・入居者に関する記録・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 22 管理者による管理 | 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。（ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。）支障がないと思われる場合：・施設の組織的な問題を把握している。・問題発生時の把握がされている。・施設計画の最終判断がされている。・勤務体制が一元的に管理されている。 | 適・否 | 条例第25条（平11厚令40第23条） | ・組織図・運営規程・職員勤務表 |
| 23 管理者の責務 | (1) 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか | 適・否 | 条例第26条第1項（平11厚令40第24条第1項） | ・組織図・業務日誌等 |
| (2) 介護老人保健施設の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか | 適・否 | 条例第26条第2項（平11厚令40第24条第2項） | ・組織図・業務日誌等 |
| 24　計画担当介護支援専門員の責務 | 計画担当介護支援専門員は「12施設サービス計画の作成」に規定する、業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。① 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。③ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。④ 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。⑤ 基準第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 | 適・否 | 条例第27条（平11厚令40第24条の2） | ・施設サービス計画書・照会に係る記録・サービス担当者会議の記録・連携の記録・苦情に係る記録・アクシデント・インシデントに係る記録 |
| 25 運営規定 | 介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。① 施設の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 入所定員④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑤ 施設の利用に当たっての留意事項1. 緊急時等における対応方法
2. 非常災害対策
3. 虐待の防止のための措置に関する事項

※ ⑧については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）1. その他施設の運営に関する重要事項平12老企43第4の22(5)

なお、⑨の重要事項として、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。・①～⑨の内容は適正か | 適・否適・否適・否 | 条例第28条（平11厚令40第25条）平12老企44第4の22の(3) | ・運営規程・指定申請、変更届（写） |
| 26 勤務体制の確保等 | (1) 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業保等者の勤務の体制を定めているか。・同一時間帯の休息・休憩になっていないか。・引継ができる勤務体制となっているか | 適・否適・否適・否 | 条例第29条第1項（平11厚令40第26条第1項） | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・職員勤務表・連絡網等緊急連絡に関する書類・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
| (2) 介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し､従業者の日々の勤務時間､常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員の配置等を明確にしているか。・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。・必要事項が記載されているか | 適・否適・否適・否 | 平12老企44第4の23の(1) |
| (3) 介護老人保健施設は、夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制を取っているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の23の(2) |
| (4) 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。（ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。（調理､洗濯等））・当該施設の従業者によってサービスの提供が行われているか。・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他） | 適・否適・否適・否 | 条例第29条第2項（平11厚令40第26条第2項） |
| (5) 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 | 適・否適・否 | 条例第29条第3項（平11厚令40第26条第3項） |
| (6)　指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。　①　職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・　　啓発しているか。　②　相談に対応する担当者及び窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 ※　中小企業のみ経過措置期間有り。（令和４年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第29条第4項〈平11厚令39第24条の４〉・平12老企43第4の27（４） |
| 27　業務継続計画　　　　（ＢＣＰ） | (1)　指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じているか。［業務継続計画に盛り込むべき内容］1. 感染症に係る業務継続計画

　　ア　平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保）　　イ　初動対応　　ウ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）　②　災害に係る業務継続計画　　ア　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　イ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ウ　他施設及び地域との連携　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第29条の2〈平11厚令39第24条の２第１項〉・平12老企43第4の28 | ・業務継続計画・研修計画・避難計画・感染症対応に関するマニュアル（事業者作成） |
| 28 定員の遵守 | 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）・やむを得ない事情により定員が守られていない場合の理由は適切か。 | 適・否適・否 | 条例第30条（平11厚令40第27条） | ・入所者名簿・運営規程 |
| 29 非常災害対策 | (1) 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | 適・否 | 条例第31条（平11厚令40第28条） | ・消防計画・避難訓練記録 |
| (2) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定による防火管理者を置くこととされている介護老人保健施設にあっては、その者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくともよいとされている介護老人保健施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。※ 別紙により詳細確認 | 適・否 | 平12老企44第4の24の(3) |
| 30 衛生管理等 | (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。 | 適・否 |  | ・受水槽の清掃記録等・医薬品等管理簿・感染症対策に係る記録・食中毒防止等の研修記録等・保健所の指導等の記録・浴槽に係る細菌検査実施結果・感染症対策に係る手引き |
| (2) 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか | 適・否 | 条例第32条第1項（平11厚令40第29条第1項） |
| (3) 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。① 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。② 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。④ ①～③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。・感染症がまん延しないような必要な措置を講じているか。・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、疥癬、インフルエンザ様疾患等に対する対策・タオルの共用禁止・手指消毒薬剤の配置又は消毒器の設置⑤　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の訓練を定期的（年２回以上）に行うこと。　　なお、訓練時は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び 研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施すること。※⑤については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第32条第3項（平11厚令40第29条第2項） |
| (4) 介護老人保健施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保っているか。特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防ぐための措置について、適切な措置を講じているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の25の(1)平12老企44第4の25の(2) |
| (5)　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の25の(1) |
| 31 協力病院等 | (1) 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めているか。 | 適・否 | 条例第33条第1項（平11厚令40第30条第1項） | ・掲示板・契約書 |
|  | (2) 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 適・否 | 条例第33条第2項（平11厚令40第30条第2項） |  |
| (3) 協力病院は介護老人保険施設から自動車等による移送に要する時間が概ね20分以内の近距離にあるか。 | 適・否 | 平12老企44第4の26の(1) |
| (4) 協力病院に対しては、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の26の(3) |
| 32 掲示 | 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 適・否 | 条例第34条（平11厚令40第31条） | ・掲示場所を確認・届出書（写） |
| 33 秘密保持等 | (1) 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 | 適・否適・否 | 条例第35条第1項（平11厚令40第32条第1項） | ・情報提供に係る記録・就業時の取り決め等の記録・入所者（家族）同意書 |
| (2) 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第35条第2項（平11厚令40第32条第2項） |
| (3) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。・入所者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、文書により同意を得ているか。・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第35条第3項（平11厚令40第32条第3項） |
| 34 広告制限 | 介護老人保健施設は、文書その他いかなる方法によるかを問わず、次に掲げる事項を除いて、これを広告してはいないか。ア　介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項イ　介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名ウ　ア、イに掲げる事項のほか、平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める事項エ　その他都道府県知事の許可を受けた事項・下記事項以外の広告をしていないか。① 施設の名称、電話番号及び住所② 施設に勤務する医師及び看護師の氏名③ 施設及び構造設備に関する事項④ 職員の配置員数⑤ 提供されるサービスの種類及び内容（医療の内容に関するものを除く）⑥ 利用料の内容⑦ その他都道府県知事の許可を受けた事項・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。・広告のサービス内容が施設の概要や運営規程等と整合しているか | 適・否適・否適・否適・否 | 法第98条 | ・パンフレット等・ポスター等・広告 ・運営規程 |
| 35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | (1) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | 条例第36条第1項（平11厚令40第33条第1項） |  |
| (2) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適・否 | 条例第36条第2項（平11厚令40第33条第2項） |  |
| 36 苦情処理 | (1) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。苦情受け付けのための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示するなどしているか。・苦情に対して速やかに対応しているか。また、入所者等に対する説明は適切か。 | 適・否適・否 | 条例第37条第1項（平11厚令40第34条第1項）平12老企44第4の29の(1) | ・運営規程・掲示・苦情に関する記録・指導等に関する記録・報告に係る記録 |
| (2) 介護老人保健施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 適・否 | 条例第37条第2項（平11厚令40第34条第2項） |
| (3) 介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の29の(2) |
| (4) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第37条第3項（平11厚令40第34条第3項） |
| (5) 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 適・否 | 条例第37条第4項（平11厚令40第34条第4項） |
| (6) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第37条第5項（平11厚令40第34条第5項） |
| (7) 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 | 条例第37条第6項（平11厚令40第34条第6項） |
| 37 地域との連携等 | (1) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 | 適・否 | 条例第38条第1項（平11厚令40第35条第1項） | ・地域交流に関する記録・ボランティア活動記録 |
| (2) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第38条第2項（平11厚令40第35条第2項） |
| 38 事故発生の防止及び発生時の対応 | (1) 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。1. 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
2. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 | 適・否 | 条例第39条第1項（平11厚令40第36条第1項） | ・アクシデント・インシデントに係る記録・事故に係る記録 |
|  | (2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか | 適・否 | 条例第39条第2項（平11厚令40第36条第2項） |  |
| (3) 介護老人保健施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 適・否 | 条例第39条第3項（平11厚令40第36条第3項） |
| (4) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 適・否 | 条例第39条第4項（平11厚令40第36条第4項） |
| (5) 介護老人保健施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 平12老企44第4の31 |
| 39　虐待の防止 | 　指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。［虐待の防止に関する措置］　①　虐待の未然防止　②　虐待等の早期発見　③　虐待等への迅速かつ適切な対応［虐待発生後の再発防止に関する措置］　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会　　ア　当該委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営する必要があるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えない。　また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　なお、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことも可能とする。　　イ　当該委員会で検討すべき具体的な事項は次のとおり　　　　 なお、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること　　　・虐待防止のための指針の整備に関すること　　　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　・前記再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　②虐待防止のための指針　　当該指針で盛り込むべき具体的な事項は次のとおり　　　・施設における虐待の防止に関する基本的考え方　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項　　　・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　・成年後見制度の利用支援に関する事項　　　・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　・その他虐待の防止の推進のために必要な事項　③虐待の防止のための従業者に対する研修　　虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、施設の指針に基づき、虐待　の防止の徹底を行うことを目的としているか。　　また、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時に必ず虐待の防止のための研修を実施し　ているか。　　なお、研修の実施内容については記録しておくこと。　④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者　　施設における虐待を防止するための体制として、前記に記載の措置を適切に実施するため、専任の担当者を　配置しているか。　　なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。） | 適・否 | 条例第39条の2〈平11厚令39第35条の２〉・平12老企43第4の38 | ・虐待防止検討委員会に関する記録・虐待防止に関する研修記録 |
| 40 会計の区分 | (1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか | 適・否 | 条例第40条（平11厚令40第37条） | ・会計関係書類 |
| (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された｢介護保険の給付対象事業における会計の区分について｣を参考として適切に行われているか | 適・否 | 平13老振18 |
| 41 記録の整備 | (1) 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 条例第41条第1項（平11厚令40第38条第1項） | ・職員名簿・履歴書等・設備・備品台帳・会計関係書類・施設サービス計画・施設サービスに係る記録・診療録・定期的な検討記録・市町村への通知に係る記録・苦情に関する記録・事故に係る記録 |
| ※独自基準(2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から次の当該各号に掲げる期間保存しているか。① 施設サービス計画書②　条例第11条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録③条例第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録④条例第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録⑤　条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録係る記録⑥　条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑦　条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜保存期間＞１．上記①③④　　その完結の日から２年を経過した日又は当該記録に係る介護給付（法40条の介護給付をいう第3号において同じ）があった日から５年を経過した日のいずれか遅い日。２．上記②⑤⑦　　その完結の日から２年を経過した日。３．上記⑧　　当該記録に係る介護給付（法40条の介護給付をいう）があった日から５年を経過した日。 | 適・否 | 条例第41条第1項（平11厚令40第38条第2項） |
| 第５ ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設設備及び運営に関する基準 | 第２条、第３章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設）の基本方針並びに施設、設備及び運設設備及び運営に関する基準については、第５の基準に定めるところとなっているか。【建物の概要】○建物の整備年度（ 　　）年

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ユニット定員 | 個室数 | 準個室数 |
| １人居室 | ２人居室 | １人居室 | ２人居室 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ユニット定員 | 個室数 | 準個室数 |
| １人居室 | ２人居室 | １人居室 | ２人居室 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

 | 適・否 | 法第96条第1項法第97条第3項条例第42条（平11厚令40第39条） |  |
| １ 基本方針 | (1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 | 適・否 | 条例第43条第1項（平11厚令40第40条第1項） | ・定款・寄付行為、運営規定・パンフレット等 |
|  | (2) ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第43条第2項（平11厚令40第40条第2項） |
|  | (3)　ユニット型介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | ・条例第43条第3項(平11厚令39第1条の2第4項) |
| ２ 施設及び設備に関する基準 | ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設）の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設）の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。　① ユニット② 診察室　　　※省令に規定③ 機能訓練室　※省令に規定④ 浴室⑤ サービス・ステーション⑥ 調理室⑦ 洗濯室又は洗濯場⑧ 汚物処理室 | 適・否 | 条例第44条第1項（平11厚令40第41条第1項） | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (1) ユニット① 療養室 | (1) 一の療養室の定員は、１人となっているか。（ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。） | 適・否 | 平11厚令40第41条第2項第1号イ(1) | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。なお、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしているか。 | 適・否 | 平11厚令40第41条第2項第1号イ(2) |
| (3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たしているか。① 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。② ユニットに属さない療養室を改修したものについては、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 | 適・否 | 平11厚令40第41条第2項第1号イ(3)平12老企44第5の3(2)の④ |
| (4) 地階に設けてはいないか。 | 適・否 |  |
| (5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 | 適・否 |  |
| (6) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 | 適・否 |  |
| (7) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 | 適・否 |  |
| (8) ナース・コールを設けること。 | 適・否 |  |
| ② 共同生活室 | (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとなっているか。また、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2 (1)ア(ア)（平11厚令40第41条第2項第1号ロ(1)） |  |
| (2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1) ア(ウ)（平11厚令40第41条第2項第1号ロ(2)） |
| (3) 必要な設備及び備品を備えているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1) ア(エ) （平11厚令40第41条第2項第1号ロ(3)） |
| ③ 洗面所 | (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1)イ(ア)（平11厚令40第41条第2項第1号ハ(1)） |
| (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1)イ(イ)（平11厚令40第41条第2項第1号ハ(2)） |
| ④ 便所 | (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1)ウ(ア)（平11厚令40第41条第2項第1号ニ(1)） |
|  | (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとしているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1)ウ(イ)（平11厚令40第41条第2項第1号ニ(2)） |
| (3) 常夜灯を設けているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(1)ウ(ウ)（平11厚令40第41条第2項第1号ニ(3)） |
| (2) 機能訓練室 | １平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。 | 適・否 | 平11厚令40第41条第2項第2号 | ・平面図・運営規程・設備・備品台帳・指定申請・変更届写・設備の図面 |
| (3)浴室 | (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(2)ア（平11厚令40第41条第2項第3号イ） |
| (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 | 適・否 | 条例第44条第2項2(2)－イ（平11厚令40第41条第2項第3号ロ） |
| (4)　その他 | 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。 | 適・否 | 条例第44条第3項（平11厚令40第41条第3項） |
|  | 上記に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところとなっているか。① ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、療養室等を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物とすることができる。② 療養室等が２階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。③ 療養室等が３階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、②に規定する直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。④ 階段には、手すりを設けること。⑤ 廊下の構造は、次のとおりとすること。ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。（※独自基準　⑤の規定に関わらず、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従来者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。）イ 手すりを設けること。ウ 常夜灯を設けること。⑥ 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 | 適・否 | 条例第44条第4項（平11厚令40第41条第4項） |
| (5) (4)①の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 |  | 条例第44条第5項（平11厚令40第41条第5項） |
| ３ 運営に関する基準(1) 内容及び手続の説明及び同意 | 第４「運営に関する基準」の１を準用 |  |  |  |
| (2) 提供拒否の禁止 | 第４「運営に関する基準」の２を準用 |  |  |  |
| (3) サービス提供困難時の対応 | 第４「運営に関する基準」の３を準用 |  |  |  |
| (4) 受給資格等の確認 | 第４「運営に関する基準」の４を準用 |  |  |  |
| (5) 要介護認定の申請に係る援助 | 第４「運営に関する基準」の５を準用 |  |  |  |
| (6) 入退所 | 第４「運営に関する基準」の６を準用 |  |  |  |
| (7) サービスの提供の記録 | 第４「運営に関する基準」の７を準用 |  |  |  |
| (8) 利用料等の受領 | (1) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 | 適・否 | 条例第45条第1項（平11厚令40第42条第1項） | ・施設サービス計画書・領収書控・運営規程・施設サービス計画書・領収証控・運営規程・説明文書・同意に関する記録 |
| (2) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | 適・否 | 条例第45条第2項（平11厚令40第42条第2項） |
| (3) ユニット型介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。① 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）② 居住に要する費用（法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用⑤ 理美容代⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの | 適・否 | 条例第45条第3項（平11厚令40第42条第3項） |
| (4) (3)①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとしているか。 | 適・否 | 条例第45条第4項（平11厚令40第42条第4項） |
| (5) ユニット型介護老人保健施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。 | 適・否 | 条例第45条第5項（平11厚令40第42条第5項） |
| (9) 保険給付の請求のための証明書の交付 | 第４「運営に関する基準」の9を準用 |  |  |
| (10) 介護保健施設サービスの取扱方針 | (1) 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。 | 適・否 | 条例第46条第1項（平11厚令40第43条第1項） | ・施設サービス計画書・説明の記録 |
| (2) 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 | 適・否 | 条例第46条第2項（平11厚令40第43条第2項） |
| (3) 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。 | 適・否 | 条例第46条第3項（平11厚令40第43条第3項） |
| (4) 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか | 適・否 | 条例第46条第4項（平11厚令40第43条第4項） |
| (5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか | 適・否 | 条例第46条第5項（平11厚令40第43条第5項） |
| (6) ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 | 適・否 | 条例第46条第6項（平11厚令40第43条第6項） |
| (7) ユニット型介護老人保健施設は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 適・否 | 条例第46条第7項（平11厚令40第43条第7項） |
| (8) ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | 条例第46条第8項（平11厚令40第43条第8項） |
| (11) 施設サービス計画の作成 | 第４「運営に関する基準」の11を準用 |  |  |  |
| (12) 診療の方針 | 第４「運営に関する基準」の12を準用 |  |  |  |
| (13) 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 | 第４「運営に関する基準」の13を準用 |  |  |  |
| (14) 機能訓練 | 第４「運営に関する基準」の14を準用 |  |  |  |
| (15) 看護及び医学的管理の下における介護 | (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。 | 適・否 | 条例第47条第1項（平11厚令40第44条第1項） | ・施設サービス計画書・入所者に関する記録・入浴に関する記録・看護に関する記録・健康チェックを行った記録（検温記録等）・排泄に関する記録・看護及び介護の記録 |
| (2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか | 適・否 | 条例第47条第2項（平11厚令40第44条第2項） |
| (3) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。（ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。） | 適・否 | 条例第47条第3項（平11厚令40第44条第3項） |
| (4) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行っているか。 | 適・否 | 条例第47条第4項（平11厚令40第44条第4項） |
| (5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 | 適・否 | 条例第47条第5項（平11厚令40第44条第5項） |
| (6) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入所者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。 | 適・否 | 条例第47条第6項（平11厚令40第44条第6項） |
| (7) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 | 適・否 | 条例第47条第7項（平11厚令40第44条第7項） |
| (8) ユニット型介護老人保健施設の設置者は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいないか。 | 適・否 | 条例第47条第8項（平11厚令40第44条第8項） |
| (16)　食事 | (1) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、栄養並びに入居者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しているか。 | 適・否 | 条例第48条第1項（平11厚令40第45条第1項） | ・献立表・嗜好に関する調査・残食(菜)の記録・検食の記録・食事に係る記録 |
| (2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。 | 適・否 | 条例第48条第2項（平11厚令40第45条第2項） |
| (3) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供しているか。また、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しているか。 | 適・否 | 条例第48条第3項（平11厚令40第45条第3項） |
| (4) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しているか。 | 適・否 | 条例第48条第4項（平11厚令40第45条第4項） |
| (17) 相談及び援助 | 第４「運営に関する基準」の17を準用 |  適・否 |  |  |
| (18) その他のサービスの提供 |  (1) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか | 適・否 | 条例第49条第1項（平11厚令40第46条第1項） | ・事業計画（報告）書等・レクレーション計画及び実施に係る記録・入所者に関する記録・面会記録 |
| (2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか | 適・否 | 条例第49条第2項（平11厚令40第46条第2項） |
| (19) 入所者に関する市町村への通知 | 第４「運営に関する基準」の19を準用 |  |  |  |
| (20) 管理者による管理 | 第４「運営に関する基準」の20を準用 |  |  |  |
| (21) 管理者の責務 | 第４「運営に関する基準」の21を準用 |  |  |  |
| (22) 計画担当介護支援専門員の責務 | 第４「運営に関する基準」の22を準用 |  |  |  |
| (23) 運営規程 | ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。① 施設の設置の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 入居定員④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員⑤ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額⑥ 施設の利用に当たっての留意事項⑦ 非常災害対策⑧虐待の防止のための措置に関する事項※ ⑧については、３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）⑨ その他施設の運営に関する重要事項なお、⑨の重要事項として、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 | 適・否 | 条例第50条（平11厚令40第47条） | ・運営規程・指定申請、変更届（写） |
| (24) 勤務体制の確保等 | (1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第51条第1項（平11厚令40第48条第1項） | ・就業規則・職員勤務表・連絡網等緊急連絡に関する書類・業務委託契約書・研修受講修了証明書・研修計画・出張命令・研修会資料 |
| (2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行っているか。① 昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。② 夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること | 適・否 | 条例第51条第2項（平11厚令40第48条第2項） |
| (3) ユニット型介護老人保健施設の設置者は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。（ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | 適・否 | 条例第51条第3項（平11厚令40第48条第3項） |
| (4)　ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | 条例第51条第4項（平11厚令40第48条第4項） |
| (5) ユニット型介護老人保健施設は、適切な指定介護老人保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※　令和６年（2024年）３月31日まで経過措置あり | 適・否 | 条例第52条第5項〈平11厚令40第48条第5項〉 | ・コンプライアンス規定・法令順守規定 |
| (25)　業務継続計画の策定等 | 　第４「運営に関する基準」の25を準用 |  |  |  |
| (26) 定員の遵守 | ユニット型介護老人保健施設の設置者は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | 適・否 | 条例第52条 （平11厚令40第49条） | ・入所者名簿・運営規程 |
| (27) 非常災害対策 | 第４「運営に関する基準」の26を準用 |  |  |  |
| (28) 衛生管理等 | 第４「運営に関する基準」の27を準用 |  |  |  |
| (29) 協力病院等 | 第４「運営に関する基準」の28を準用 |  |  |  |
| (30) 掲示 | 第４「運営に関する基準」の29を準用 |  |  |  |
| (31) 秘密保持等 | 第４「運営に関する基準」の30を準用 |  |  |  |
| (32) 広告制限 | 第４「運営に関する基準」の31を準用 |  |  |  |
| (33) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | 第４「運営に関する基準」の32を準用 |  |  |  |
| (34) 苦情処理 | 第４「運営に関する基準」の33を準用 |  |  |  |
| (35) 地域と連携 | 第４「運営に関する基準」の34を準用 |  |  |  |
| (36) 事故発生時の対応 | 第４「運営に関する基準」の35を準用 |  |  |  |
| (37)　虐待の防止 | 　第４「運営に関する基準」の37を準用 |  |  |  |
| (38) 会計の区分 | 第４「運営に関する基準」の36を準用 |  |  |  |
| (39) 記録の整備 | 第４「運営に関する基準」の37を準用 |  |  |  |

＜根拠法令＞

　　札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年札幌市条例第68号）

　　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）

　　介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

 介護保険法施行規則（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号）

 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13 年3 月28 日老 振 発 第 18号)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙（火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項） |  |  |  |  |
| 確認項目 | 確　認　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 関係書類 |
| 消防計画 | １ 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を | いる |  いない | ※１、※２ | ・消防計画策 |
| 等 | 想定した非常災害計画（以下「消防計画等」という。）を別に定めているか。 | 　 | 　 | 　 | 定届出書 |
| 　 |  | ■想定している自然災害の有無 | 　 | 　 | 　 | ・防災計画 |
| 　 |  | 地震 | 有・無 | 風水害 | 有・無 | その他（具体的に） | 　 |  | 　 | 　 | 　 | （マニュア |
| 　 |  | 津波 | 有・無 | 土砂災害 | 有・無 |  | 　 | 　 | 　 | ル）等 |
| 　 |  | ※消防計画等とは別に自然災害に関するマニュアル等を整備している場合は「有」 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 | ２ 消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか | いる |  いない | ※１、※２、 | 避難訓練結 |
| 　 |  | ■直近1 年間の避難訓練の実施状況 |  | 　 | 　 | ※７ | 果記録 |
| 　 |  | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のものでの実施回数 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 避難訓練 | 　 | 　 | 　回 | 回 | 回 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | 避難訓練のうち年１回以上は夜間（又は夜間想定）訓練を行っているか | ・（いる） |  | 　 | 　 | 　※４ |  |
| 　 |  | また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。（通所の事業所を除く） | ・（いない） |  | 　 | 　 | 　 |  |
| 　 |  | ■直近1 年間の避難訓練の実施状況 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 訓練項目 | 実施日 | 実施回数 | 左記のうち自然災害を想定した訓練の実施回数 | 消防機関との協力のものでの実施回数 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 避難訓練 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 組織体制 | ３ 自然災害発生時の避難体制（避難場所、避難経路等）、職員の任務分担、緊急連絡体 | いる |  いない | ※１、※２ | 非常時連絡 |
| 　 | 制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。 | 　 | 　 | 　 | 網 |
| 　 |  | 避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　） | 任部分担 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 避難経路（　　　　　　　　　　　　　　　） | 動員計画の有無 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 避難方法（用具）（　　　　　　　　　　　） | 夜間の避難誘導体制 | 有 ・ 無 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 職員・利用者への周知方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 緊急連絡 | ４ 火災を含め自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか | いる |  いない | ※１、※２ | 連絡体制表 |
| 体制の整 |  | ① 避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※４、※６ | 　 |
| 備 |  | 津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。 | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  |  |  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | ② 緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村 | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | との連携体制は整備されているか | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |
| 防災教育 | ５ | 防災教育の実施５ 職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的 | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※３、※５ | 職員研修記 |
| の実施 | 　 | な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を実施しているか。 | ・（いない） | 　 | 　 | 　 | 　 | 録等 |
|  | 具体例 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 地域住民 | ６ | 近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか | ・（いる） | 　 | 　 | 　 | ※６ | 　 |
| 等との協 |  |  | ・（いない） |  |  |  |  |  |
| 力 | 具体例 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 【根拠法令】 |
| ※１ 事業種別毎の「人員､設備及び運営に関する基準」（H11 厚生省令37 号、39 号、40 号及び41号） | ※５ 「社会福祉施設における地震防災対策について」（H7.5.8 地福3058号） |
| ※２ ※１の解釈通知（H11 老企第25 号、43 号、44 号及び45 号） | ※６ ｢社会福祉施設等における防災対策の徹底について｣（H21.8.13 施運371 号） |
| ※３ 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（国通知S55.1.16 社援5号） | ※７ 消防法施行規則第3 条 |
| ※４ 「社会福祉施設における」防災対策の強化について」（5.1.25 社老1874号） | 　 |